



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

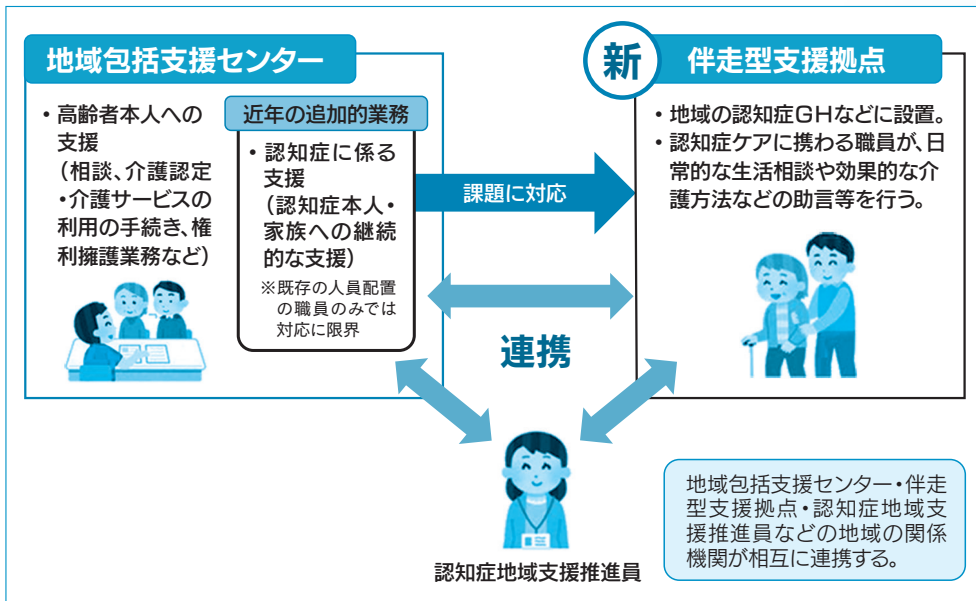
# 認知症伴走型支援とは

認知症の高齢者やその家族を支える体制を充実させるため、令和3年度から「認知症伴走型支援事業」の拠点整備が進められています。グループホームや小多機、特養など地域の既存資源に相談拠点を設ける取り組みを後押しするもので、専門性の高い職員が日々の介護サービスに支障が生じない範囲内で、本業とは区別して対応していく形となっています（費用は国と市町村が1/2ずつ負担）。厚生労働省では、事業の積極的な活用を勧める通知を发出していますが、具体的な内容等についてみていきます。

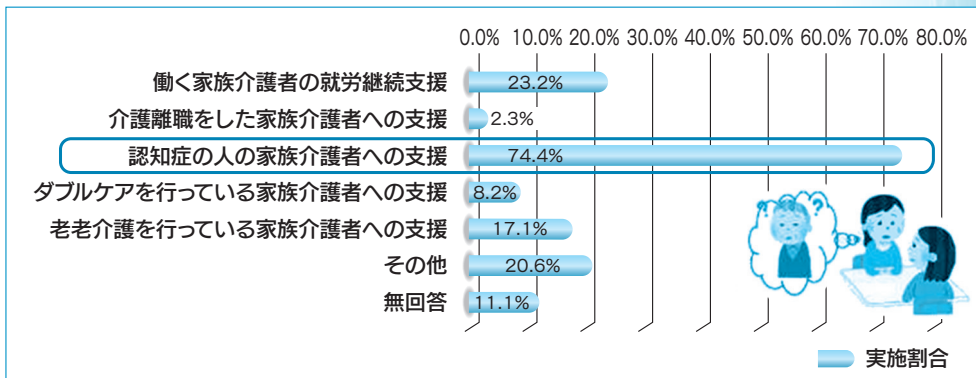
## 認知症高齢者と家族を支援する「認知症伴走型支援事業」を創設

2025年には認知症高齢者数が高齢者人口の20%に達することが見込まれ、若年性認知症についても認識が広がるなど、多くの人手にとって身近なものとなっている。認知症の進行度合いは人によってそれぞれであるが、いずれの過程においても、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができる

図表1 認知症伴走型支援事業の実施イメージ



図表2 地域包括支援センターにおいて家族介護者支援に関して実施している施策



出典：令和元年度の地域包括支援センター実態調査

図表1・2…認知症本人や家族に対する伴走型支援拠点の整備の推進（事業概要及び実施要項抜粋）  
（令和3年5月14日事務連絡「認知症伴走型支援事業の積極的な活用について」別添1）より

もに、地域の一人として、自身にあった方法で社会に参加し続けられることが求められている。

これを実現するには、身近な地域で早い段階から認知症について相談でき、また、認知症の経過に伴って生じる生活上の諸課題についても認知症に精通した人々が継続して対応することにより、適切な情報の提供、症状にあわせた対応の工夫や生活環境の改善、家族関係の調整に向けた助言等の相談支援ができるような体制が必要となる。

このような体制づくりを進めるため、厚生労働省では、令和3年度から「認知症伴走型支援事業」を開始した。これは、認知症の人や家族への継続的な支援について、よりきめ細やかに対応し、介護者の負担軽減につながるよう、本人や家族に対して日常的・継続的な支援を提供するための拠点で、市町村が、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）や特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護等の事業所に委託して整備した際に、必要となる人件費や間接経費を助成するもの。1カ所あたり152万円（事業費ベース）が想定されており、国と市町村が2分の1ずつ費用を負担する。

なお、高齢者本人への支援としては、これまで地域包括支援センターが相談、介護認定・介護サービスの利用の手続き、権利擁護業務等を担ってきたが、近年の追加的業務として、認知症本人・家族への継続的な支援が増加しており、既存の配置職員のみでは対応に限界があることから、伴走型支援拠点には、連携して課題に対応することが期待されている。

（図表1、2）。

伴走型支援拠点となることが想定されている認知症高齢者グループホーム等の事業所には、認知症に係る専門知識、認知症に伴う身体・心理・社会的な課題や症状への対応の知見が多く蓄積されており、その知見を地域に還元することでさらに知識や知見が深くなり、事業所としての機能の強化、人材の育成も図られる。地域の認知症ケアの拠点としての役割を果たすとともに、ステータスの強化にもつながることとなる。

## 認知症伴走型支援の期間や範囲は

認知症伴走型支援の具体的な取り組みとしては、①認知症の人に対して、社会参加活動へ促すなど、生きがいにつながるような支援や専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言、②家族に対して、精神的・身体的負担の軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安解消に係る助言、③地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等の地域の関係機関と連携し、認知症に関する相談への助言や認知症ケアパスの作成への参加、地域ケア会議への参加等の認知症施策に関する取り組みの実施、等が示されている。

伴走型相談支援の対象は、認知症に係る課題をもつ、またはもつと考えられる人とその家族であるが、地域の認知症ケアの拠点としての役割から、市町村や地域包括支援センター、認知症の人を支える地域の介護保険サービス事業所等、保健・医療・介護・福祉の専

門職、地域で認知症の人を支える活動をしている団体や人々からも、認知症に係る専門相談を受け付ける（図表3）。

なお、伴走型支援は早い段階から認知症の人やその家族からの相談を通じて、課題の解決、症状の悪化防止や予防に向けた支援を行い、地域に住み続けられる可能性を高めようとするものであり、必ずしもグループホーム等への入居等を想定した相談支援ではないことに留意する必要がある。

### 伴走型支援

拠点による伴走型支援が想定される期間や範囲等は、図表4（4頁）

のとおりとなる。認知症に係る症状の自覚や家族等の気づきの早い段階から、要介護認定がなされ、担当のケアマネジャーが決まるまでが一つの節目となるが、認知症の人が在宅生活を送る場合、生活のなかで認知症に係る課題

図表3 認知症に係る専門相談の対象

自治体等	市町村、地域包括支援センター
地域の事業所や専門職	介護保険サービス事業所、保健・医療・介護・福祉の専門職等
地域で支援等に取り組む団体や人々	認知症カフェの運営者、チームオレンジ認知症サポート、自治会等の自治組織、民生委員等



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

### 定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

### お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階  
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課  
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949